

パスタウンカード 年会費のご案内

本人会員・家族会員ともに無料

2025年12月9日改定

パスタウンカード会員特約

第1条(カードの名称と入会方法)

- 三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という。)が株式会社パスモ(以下「パスモ」という。)と提携して発行するカードをパスタウンカード(以下「本カード」という。)といいます。
- 本カードとは個人会員規約(以下「会員規約」という。)に定めるクレジット決済機能を有するカード(家族会員に発行する家族カードを含みます。)をいいます。
- 本カードに付帯して、パスモの定める金銭的価値等を記録することができるICカード(以下「PASMO」という。)に、当該PASMOによる改札機での入出場時に自動的にPASMOにバリューを積み増しするサービス(以下「PASMOオートチャージサービス」という。)機能を有するオートチャージPASMOをパスモが発行します。本カードは、PASMOオートチャージサービスの決済に利用することができるものとします。なお、本人会員の本カードには本人会員名義のオートチャージPASMO、家族会員の本カードには当該家族会員名義のオートチャージPASMOを発行し、使用名義人の異なる本カード・オートチャージPASMOの発行はできません。
- 入会申込者は、本特約および会員規約ならびにパスモが定めるPASMO取扱規則およびオートチャージサービス取扱規則を承認のうえ、三菱UFJニコスおよびパスモ(以下「両者」という。)に本カードを、また、パスモにオートチャージPASMOを申し込むものとします。
- 三菱UFJニコスが本カードの本人会員または家族会員として入会を認めた方を会員といいます。会員は、三菱UFJニコスより本カードを、また、パスモよりオートチャージPASMOを1枚ずつ貸与され、パスタウンカード会員資格とPASMOオートチャージサービス会員資格を有するものとします。
- 会員と両者との間の本特約および会員規約にもとづく契約は、三菱UFJニコスが入会を承認したときに成立し、会員とパスモとの間の契約は、パスモが定めるオートチャージサービス取扱規則によるものとします。
- パスモは第3項に定めるオートチャージPASMOの発行業務を三菱UFJニコスに委託し三菱UFJニコスはこれを受託するものとします。会員は、当該業務の履行および管理のために必要な会員の情報がパスモより三菱UFJニコスに提供されることに同意するものとします。

第2条(特典およびサービスの利用)

1. 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 会員は、PASMOオートチャージサービスを受けることができます。
3. 会員は、PASMOオートチャージサービスのほか、パスモが提供する特典およびサービスを受ける場合、パスモ所定の方法でその提供を受けるものとします。

第3条(会員資格取消等)

1. 会員が、PASMOオートチャージサービスの退会をした場合には、パスタウンカード会員資格を喪失するものとします。ただし、PASMOオートチャージサービスの退会の事由がPASMOオートチャージサービスの有効期限到来による場合で、かつPASMOオートチャージサービスの退会の取消がない場合には、PASMOオートチャージサービス有効期限の6ヵ月後にパスタウンカード会員資格を喪失するものとします。なお、家族会員がPASMOオートチャージサービスの退会をした場合は、当該家族会員のみがパスタウンカード会員資格を喪失するものとし、本人会員がPASMOオートチャージサービスの退会をした場合には、その家族会員もPASMOオートチャージサービス会員資格を喪失し、本人会員・家族会員ともにパスタウンカード会員資格を喪失するものとします。
2. 三菱UFJニコスが家族会員のパスタウンカード会員資格を取り消した場合または当該家族会員が本カードを退会した場合は、当該家族会員のPASMOオートチャージサービス会員資格は当然に喪失するものとし、本人会員のパスタウンカード会員資格を取り消した場合または本人会員が本カードを退会した場合は、本人会員のPASMOオートチャージサービス会員資格および家族会員のパスタウンカード会員資格ならびにPASMOオートチャージサービス会員資格も当然に喪失するものとします。
3. 本人会員に対し、本カードの有効期限が到来する日の17ヵ月前から1ヵ月前までの期間に、三菱UFJニコスより一度も本カードの利用代金の約定請求がなかった場合、三菱UFJニコスは、本カードの有効期限の到来をもって、当該本人会員のパスタウンカード会員資格を取消すことができるものとします。これにより本人会員がパスタウンカード会員資格を喪失した場合、その家族会員も、当然にパスタウンカード会員資格を喪失するものとします。
4. 前各項に該当した場合には、会員は、三菱UFJニコスの指示にしたがって、ただちに、本カードを三菱UFJニコスに返却しまたはカードに切り込みを入れて破棄するものとします。またPASMOの取扱いについてはパスモの定める規則に従うものとします。

第4条(カードの年会費)

本カードの年会費は、本人会員・家族会員ともに無料とします。

第5条(適用)

本特約に定めのない事項については会員規約が適用されるものとします。

【個人情報の取扱いに関する同意条項に係る特約】

第1条(パスモへの個人情報の提供および利用に関する同意)

- 会員は、三菱UFJニコスが保護措置を講じたうえで、パスモに対し、PASMOの発送およびPASMOオートチャージサービスに関する連絡を目的として、会員規約に基づき、本人会員より届け出のあった住所情報もしくは本人会員が三菱UFJニコスに提出する書類等に記載されている、あるいは申告いただいた住所情報を提供し、パスモがこれを利用することに同意します。
- 会員は、三菱UFJニコスが保護措置を講じたうえで、パスモに対し、家族会員のPASMOへの登録、ならびにPASMO取扱規則およびオートチャージサービス取扱規則に定める利用目的に使用するため、会員規約に基づき、本人会員より届け出のあった電話番号情報もしくは本人会員が三菱UFJニコスに提出する書類等に記載されている、あるいは申告いただいた電話番号情報を提供し、パスモがこれを利用することに同意します。
- 会員は、三菱UFJニコスが保護措置を講じたうえで、パスモに対し、PASMOオートチャージサービスにともなう利用代金の決済に利用することを目的として、本カードの申し込みにより発行されるカード会員番号・有効期限を提供し、パスモがこれらを利用することに同意します。
- 本特約で使用する用語の定義は、「パスタウンカード会員特約」上の定義によるものとします。

三菱UFJニコスのお問い合わせ・相談窓口等は、会員規約をご参照ください。

提携先名	所在地	ホームページ(URL)
株式会社パスモ	東京都新宿区 西新宿 3-2-11	https://www.pasmo.co.jp/